

# 税金の申告はお早めに

## 特別区民税・都民税（住民税）とは

住みよ豊かな暮らしのためには、資金を皆で出し合っていないとなりません。この資金として税金があります。1年間の所得に対する税金としては、所得税(国税)と住民税(地方税)があります。住民税は、市町村民税と道府県民税の合計で、東京23区ではこれを特別区民税・都民税といいます。

### 住民税の申告が必要な方

- 29年1月1日現在文京区内に住所があり、28年1月から12月までの所得が次の金額を超える方
  - ①単身者……35万円
  - ②控除対象配偶者・扶養親族がいる場合……扶養親族(控除対象配偶者を含む)が1人の場合は91万円(扶養親族が1人増えるごとに35万円を加算した額)
- 区内に住所がなく、区内に事務所・事業所等を有する方
- 前年中の所得が1に満たない場合も①非課税証明書の発行②国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療制度・児童手当など区の行政サービスの基礎資料等となるので、提出をお願いします。



### 住民税の申告が不要な方

- ・所得税の確定申告をされる方
- ・前年中の所得が給与のみで、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
- ・前年中の所得が公的年金等のみで、年金支払者から区に公的年金等支払報告書が提出されている方
- ・文京区で課税されている方の、控除対象配偶者や扶養親族になっている方

### 申告のときに必要なもの

- 特別区民税・都民税申告書**  
前年度に住民税の申告をした方には、申告書を1月末に一斉発送します。2月以降に、税務課(シビックセンター10階)、区民サービスコーナー(シビックセンター2階)および地域活動センターで配布します。(税務課以外は、なくなり次第終了)
- 28年中の所得を証明する資料**  
給与・公的年金等…源泉徴収票、報酬…支払調書、自営…収支明細書・帳簿類 など
- 28年中の各種控除を証明する資料** (3面もご覧ください。)  
国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書(原本)  
医療費領収書(原本)、身体障害者手帳などの写し など
- 印鑑(認印可)**
- マイナンバー(個人番号)に係る本人確認書類**  
申告者本人の番号確認と身元確認をします。郵送で申告される場合は、写しを同封してください。
 

番号確認	身元確認
マイナンバーカード(裏面) 通知カード 住民票の写し(マイナンバー記載あり) など	【いずれか1点】マイナンバーカード(表面)・運転免許証・旅券・身体障害者手帳・在留カード・学生証(写真付)・社員証(写真付)・国民健康保険証・後期高齢医療証・介護保険証・年金手帳 など 【いずれか2点】学生証(写真なし)・社員証(写真なし)・資格証明書(写真なし)・母子健康手帳・住民票の写し(番号記載なし)・納税通知書 など

代理人の方が申告される場合は、代理権確認や代理人の身元確認が必要です。

本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権確認
【以下の書類又はその写し】 マイナンバーカード(両面) 通知カード 住民票の写し(マイナンバー記載あり) など	【いずれか1点】運転免許証・旅券・身体障害者手帳・在留カード・学生証(写真付) など 【いずれか2点】国民健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証(写真なし) など	委任状【原本提出】 税務代理権限証書 成年後見人の登記事項証明書 戸籍謄本等(法定代理人の場合) 本人しか持ちえない書類(本人のマイナンバーカードなど) など

### 所得税の確定申告をされる方へ

確定申告書は、住民税の申告書でもあります。申告書第一表の「1月1日の住所」欄および第二表の「住民税に関する事項」欄も忘れずに記入してください。3面の税務署からのお知らせもご覧ください。



今年から、申告書にマイナンバーが必要になるんだね。

**委任状** 見本

(代理人)  
 住所 ○○区□□×-×  
 氏名 △△ △△  
 生年月日 ○年○月○日

上記の者を代理人と定め下記に関する申告の権限を委任いたします。

平成○年度 特別区民税・都民税の申告

平成○年○月○日  
 (委任者)  
 住所 ○○区□□×-×  
 氏名 □□ □□ 印  
 生年月日 ○年○月○日

※ 氏名は必ず委任者本人が自書してください。

### 申告に関する注意点

- ・住所・氏名(フリガナ)・生年月日・マイナンバー(個人番号)・電話番号を忘れずに記入してください。
- ・控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者についてもマイナンバー(個人番号)を記入してください。これらの方の本人確認書類の添付や提示は不要ですが、誤りがないか確認したうえで記入してください。
- ・16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、住民税非課税の判定等に必要です。省略せず記入ください。
- ・申告書の裏面に「所得や収入のなかった期間のある方」、「寄附金税額控除」などの記入欄があります。該当する方は忘れずに記入ください。

### (注) 住民税申告書の控が必要な場合

申告の際に、記入済みの控をご提示ください。郵送で申告する方は、記入済みの控と返信用の封筒(住所・氏名記入・返信用切手貼付)を同封してください。なお控への收受日付の押印は、收受した事実の確認であり、課税内容を証明するものではありません。

### 住民税申告書の提出期限

住民税申告書の提出期限は**3月15日(水)**です。申告会場は混雑が予想されます。待ち時間なく、自宅でゆっくり記入できる郵送申告が便利です。

●税務課課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

### 住民税申告会場を開設します

開設期間 2月1日(水)～3月15日(水)(土・日曜、祝日を除く)  
 受付時間 午前9時～午後5時  
 休日受付 2月26日(日) 午前9時～午後5時  
 申告会場 シビックセンター10階北側 1001会議室  
 ※ 所得税の確定申告会場は3面をご覧ください。

**住民税は、1月1日にお住いの市区町村が課税する税金です。以下の場合には文京区に平成29年度の住民税を納めていただくことになります。**

- ①平成29年1月2日以降に文京区から転出した方 → 海外転出の場合は、納税管理人の申請をお願いします。
- ②平成29年1月2日以降に亡くなられた方 → 相続人代表者のお届けをお願いします。



## 29年度（28年分）住民税の主な改正点

### ① 給与所得控除の見直し

給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除額が230万円に引き下げられました。

### ② 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

非居住者である親族（国外居住親族）に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除等を申告する際は、親族関係書類および送金関係書類を添付または提示してください。16歳未満扶養親族は所得控除の対象ではありませんが、住民税非課税の判定に含まれるため、同じく親族関係書類および送金関係書類が必要です。なお、給与等の年末調整時に親族関係書類および送金関係書類を支払者に提出等している場合は必要はありません。

#### (1) 親族関係書類

- ア 戸籍の附票等の書類および国外居住親族の旅券の写し
- イ 外国政府が発行した、国外居住親族の氏名・生年月日および住所が確認できる書類（例：戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）

#### (2) 送金関係書類

- ア 銀行等を通じて国外居住親族に送金をしたことが確認できるもの（例：外国送金依頼書の控えなど）
- イ 国外居住親族が、扶養者より受け取ったクレジットカード等を使って生活にかかる諸費用の支払いをしていることが確認できるもの（例：家族カードの利用明細書）

※(1)、(2)の書類は各人ごとに必要です。外国語で作成されている場合は、翻訳文を添付してください。

## 寄附金控除について

対象団体に対する寄附金について、申告やワンストップ特例申請により算出した控除額が税額から控除されます。税務署で確定申告する場合は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」欄に記入することで住民税分の申告となります。控除対象の寄附金限度額は、総所得金額等の3割です。これを超える金額は対象外です。また、ふるさと納税の特例控除は、所得割の2割が限度額です。寄附先の市区町村へワンストップ特例申請された方は、申告は不要です。所得税分も住民税から控除されるため、所得税の還付はありません。

#### (1) 特別区民税・都民税の対象

都道府県・市区町村への寄附（ふるさと納税）  
 東京都共同募金会への寄附で政令で定められたもの（例：赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金）  
 日本赤十字社東京都支部への寄附で政令で定められたもの（領収書に「地方税法施行令第7条の17に該当」など記載あり）

#### (2) 特別区民税の対象

区が条例で指定する団体（適用開始日以降の寄附が控除対象）  
 ※区が条例で指定している団体は、すべて東京都の条例でも指定されています。ただし、適用開始年月日は異なります。

指定団体	適用開始日
社会福祉法人 文京区社会福祉協議会	向丘 2-5-7
公益財団法人 文京アカデミー	春日 1-16-21
学校法人 日本女子大学	目白台 2-8-1
社会福祉法人 敬愛健伸会	白山 2-29-9
社会福祉法人 文京槐の会	大塚 4-21-8
国立大学法人 東京医科歯科大学	湯島 1-5-45
社会福祉法人 信愛報恩会	大塚 4-50-1
社会福祉法人 福音会	白山 5-16-3



#### (3) 都民税の対象

東京都が条例で指定した団体  
 東京都主税局ホームページまたは東京都主税局課税部課税指導課 ☎(5388)・2956におたずねください。

## 住民税の計算について

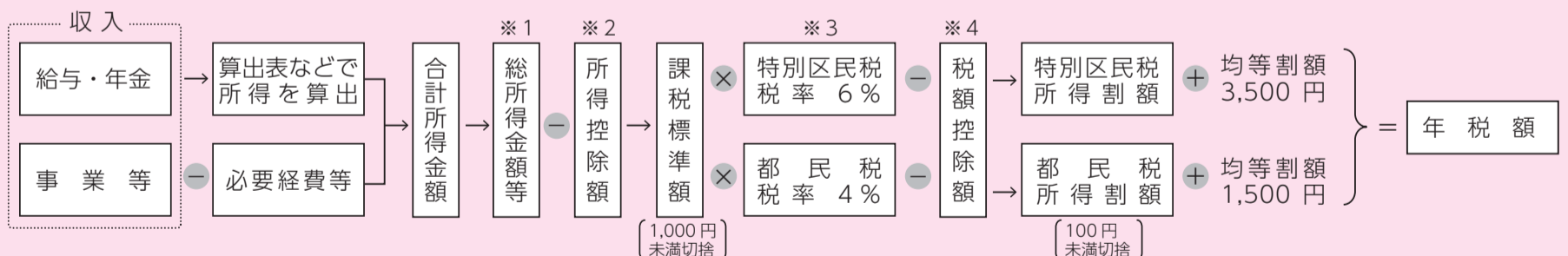
住民税（特別区民税・都民税）は、均等割と所得割の合計です。

#### (1) 均等割

特別区民税年額3,500円、都民税年額1,500円です。（26年度～35年度まで、都区の防災施設財源確保のために、500円ずつが加算されています）

#### (2) 所得割

前年中（1月～12月）の所得金額をもとに計算します。29年度の場合は、28年中（28年1月1日から12月31日まで）の所得金額が元になります。



- ※1 合計所得金額から繰り越すことが認められている損失額を差引いた金額。  
退職所得に係る住民税は、支払者が、勤続年数による控除額を元に住民税額を計算して予め支払額から差引き、支払のあった年の1月1日の住民登録地である市区町村に納入することとされています（現年分離課税）。ただし、支払があった年の1月1日が海外在住であった場合には、翌年1月1日に住民登録がある市区町村で、通常の住民税と一緒に計算されます。
- ※2 基礎控除のほか、医療費控除、社会保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、配偶者控除があります。
- ※3 地方税法に規定された標準税率（市町村民税6%、道府県民税4%）を採用しています。  
なお、土地建物等や株式を譲渡した所得に対しては、別に定められた税率で計算します。
- ※4 算出した税額から控除する額で、調整控除や、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除があります。

### 次の方は課税されません。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者、寡婦または寡夫に該当し、前年中の合計所得金額が125万円以下の方
- (3) 前年中の合計所得金額が一定の金額以下の方  
 （控除対象配偶者+扶養親族の人数+1）×35万円+21万円以下の方  
 ただし、控除対象配偶者・扶養親族がいない場合は、合計所得35万円以下の方（扶養親族の人数には、16歳未満扶養親族も含みます。）

# 確定申告や住民税の申告控除対象になります

## 介護保険サービスの利用料（医療費控除）

介護保険サービスの利用料のうち、医療費控除の対象となるものは下表のとおりです。

居宅サービスの利用料	(1) 自己負担の全額が控除の対象となるもの（支給限度額超過分も含む） ①訪問看護・介護予防訪問看護 ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一休型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります） ⑦看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護と合わせて提供されるもの） ⑧介護福祉士等による喀痰吸引等の対価
	(2) 上記(1)のサービスと併せて利用した場合に対象となるもの（支給限度額超過分は対象外） ①訪問介護（生活援助中心型を除く）・夜間対応型訪問介護・介護予防訪問介護 ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護・看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護を含まずに提供されるもの） ④短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一休型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります） ⑥総合サービス事業の国基準サービス（訪問型・通所型）
施設サービスの利用料	(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設 介護保険適用の自己負担額および居住費・食費の合計額の2分の1に相当する額 (2) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設 介護保険適用の自己負担額および居住費・食費の合計額

※控除を受ける場合は、サービス事業者が発行した確定申告用の領収書の添付が必要。  
 ※高額介護サービス費が給付されている場合には、それぞれ自己負担額から高額介護サービス費を差し引いた額が対象。  
 ※(1)⑦の介護福祉士等による喀痰吸引等とは、一定の喀痰吸引および経管栄養をいいます。また、訪問介護などの福祉系サービスを訪問看護などの医療系サービスと併せて利用しない場合に対象となります。（併せて利用する場合は、身体介護部分全体が医療費控除の対象となります）  
 ※医療費控除についての詳細は、税務署に問合せください。

●介護保険課給付係 ☎(5803) 1388

## おむつ代の医療費控除を受ける方へ

介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方で、おむつ代について医療費控除を

受けるのが2年目以降の方は、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、区が発行する「証明書」を使用することができます。「証明書」は介護保険の要介護・要支援認定の際の主治医意見書で、①寝たきり状態にある②尿失禁があることの両方を確認できる場合に、1通300円で発行します。「証明書」を希望する方は、事前に下記へ問合せください。

●介護保険課認定審査係 ☎(5803) 1378

## 介護保険 国民健康保険 保険料（社会保険料控除） 後期高齢者医療

納付書で納めた方は「領収書」を、口座振替の方は「口座振替済みのお知らせ」（郵送済）を、公的年金から保険料が差引かれた方（特別徴収）は「公的年金等の源泉徴収票」（1月下旬に日本年金機構等から送付）を活用ください。なお、介護保険料のほか、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料も特別徴収された方の場合には合算額が記載（内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載）されています。確定申告書の記入にあたっては、この金額を転記してください。

また、社会保険料のうち、それぞれの保険料額を確認する場合や、遺族年金または障害年金（非課税年金につき源泉徴収票は送付されません）から差引かれた方は、下記へ問合せください。

●介護保険課資格保険料係 ☎(5803) 1379  
 国保年金課国保収納係 ☎(5803) 1194  
 国保年金課高齢者保険料係 ☎(5803) 1198

## 障害者控除の対象となる認定を受ける方へ

障害者控除対象者の認定をされる方は、事前に対象者であるかを確認ください。

### 【対象者】

65歳以上の高齢者で、身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けていない方（手帳の交付を受けている方でも、認定を受けることができる場合があります）は、以下の区分ごとに担当係へ問合せください。

①要支援・要介護認定を受けている方（控除の対象となる年の12月31日現在）  
 ⇒対象者の介護保険証と申請者の身分証明書（氏名・生年月日・住所が確認できるもの）が必要となります。なお、認定書は申請受付後、1週間程度で郵便により送付します。

●介護保険課介護保険管理係 ☎(5803) 1389

②要支援・要介護認定を受けていない方  
 ⇒申請書のほか、医師が作成した「文京区障害者控除認定対象者判定意見書」が必要となります。相談をお受けした上で申請書等をお渡ししますので、問合せください。

●高齢福祉課高齢者相談係 ☎(5803) 1382

## 国税庁のホームページで簡単に確定申告書等の作成ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、所得税等、消費税等、贈与税の申告書等が作成できます。作成した申告書は印刷して、そのまま税務署に提出できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

確定申告 検索 <http://www.nta.go.jp>

### ◆財産債務調書および国外財産調書の提出について

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、28年分の総所得金額等の合計額が2千万円を超え、かつ、28年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を29年3月15日までに提出してください。また、28年12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、29年3月15日までに「国外財産調書」を提出してください。

## 申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です

税務署へご提出いただく申告書や申請等については、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーに係る本人確認書類は次のとおりです。

本人確認書類	◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は	◆マイナンバーカードをお持ちでない方は
	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。 ※写しを添付される場合は、表面と裏面の写しをご用意ください。</li> <li>ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</li> <li>●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）</li> <li>などのうちいずれか1つ</li> </ul>

## 納税は口座振替が便利です

【振替日】所得税および復興特別所得税 …………… 4月20日(木)  
 個人事業者の消費税・地方消費税 …… 4月25日(火)  
 新規に口座振替を利用する方は、申告期限までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

●小石川税務署 ☎(3811) 1141 本郷税務署 ☎(3811) 3171

## 税務署の確定申告書作成会場の開設

確定申告書等作成のために来署される場合は、会場開設後にお越しください。

開設時期	時間	会場
2月16日(木) から	開場：午前8時30分～(提出は午後5時まで) 相談：午前9時15分～午後5時	小石川税務署 本郷税務署

※土・日曜、祝日を除く。ただし、2月19日(日)および2月26日(日)は東京国税局において相談・受付あり。また、各会場とも車での来場はご遠慮ください。  
 ●会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。  
 ●確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類等を持参してください。

## 税理士による無料申告相談の開催日程 ～申告書を作成して提出できます～

申告書作成会場の開設期間以前に開催しますので、ぜひご利用ください。

●小石川署管内の方			
期間	会場	時間	
2月7日(火)・8日(水)	大原地域活動センター	午前9時30分～正午	午後1時～午後4時
2月9日(木)・10日(金)	アカデミー音羽	(受付は午前11時30分まで)	(受付は午後3時30分まで)
2月13日(月)・14日(火)	文京区民センター		
●本郷署管内の方			
期間	会場	時間	
2月2日(木)・3日(金)	汐見地域活動センター	午前10時～午後4時 (受付は午後3時30分まで)	
2月6日(月)	文京区民センター		
2月7日(火)・8日(水)	駒込地域活動センター		

●①小規模納税者の「所得税および復興特別所得税」と「消費税および地方消費税」の申告書、②年金受給者と給与所得者の「所得税および復興特別所得税」の申告書を作成して提出できます。（土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合や、初めて住宅借入金等特別控除を受けられる場合を除く。）  
 ●申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。  
 ●確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類等を持参してください。  
 ●会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。

## 2月19日(日)・2月26日(日)の相談・受付

東京国税局にて確定申告書作成の相談、用紙の配付および受付を行います。

期間	時間	会場
2月19日(日)・26日(日)	受付：午前8時30分～午後4時 相談：午前9時15分～	東京国税局1階 (中央区築地5-3-1)

※当日は、国税の領収・納税証明書の発行および各税務署庁舎での執務は行っていません。また、上記以外の土・日曜、祝日は執務は行っていません。

## 給与所得に係る個人住民税(特別徴収)について

東京都と都内62区市町村は、オール東京で、29年度から原則としてすべての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施し、特別徴収推進を徹底します。

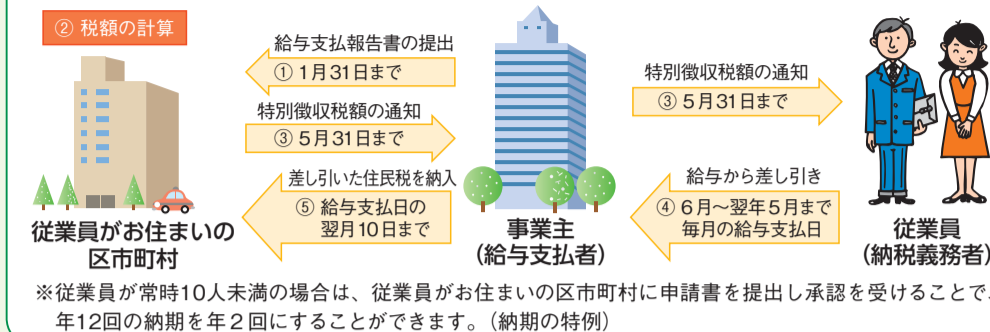


個人住民税PRキャラクター ぜいきりん

### 特別徴収とは

事業主の方(給与支払者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月の給与から住民税を差し引いて納入する制度です。

## 特別徴収制度の仕組み



## 公的年金からの住民税の徴収(特別徴収)について

65歳以上の公的年金受給者の方の年金所得に係る住民税は、公的年金の支払者が年金の支払の際に差し引き、これを区に納入することとなっています。(公的年金の特別徴収)

### 年金所得に係る税額の納付方法

ア 前年度より継続して対象の方

税額	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年分の特別徴収税額÷2の1/3ずつ			(特別徴収税額-仮徴収)の1/3ずつ		

イ 新たに対象になる方

税額	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

●税務課課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

## 口座振替をご利用ください

一度登録いただければ、毎年の手続きは不要です。  
**申込** 所定の口座振替依頼書に記入・押印のうえ、郵送または窓口へ持参してください。  
 ※口座振替29年度第1期から開始の申込締切日は、29年5月10日(水)です。  
 口座振替依頼書のご依頼は、下記へご連絡ください。

期別	口座振替日	申込締切日	
			29年度 口座振替 予定表
第1期	29年8月31日(木)	29年7月10日(月)	
第2期	29年10月31日(火)	29年9月11日(月)	
第3期	30年1月31日(水)	29年12月11日(月)	

●税務課収納管理係 ☎(5803)1153

## 区制70周年記念原動機付自転車オリジナルナンバープレートの交付を始めました!!

125ccまでの原付バイクの新規登録の際、無料で交付。(既に登録済みの方も1回に限りオリジナルナンバーへの交換ができます。)詳しくは、区ホームページをご覧ください。税務課税務係にお問い合わせください。



1,000枚限定

## 課税・納税証明書の発行

### 発行できる証明書

- 個人の特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書及び納税証明書
- 軽自動車税納税証明書

申請に必要なもの
本人確認書類 運転免許証、パスポート、住基カード(写真付)、 個人番号カードの場合は一点、健康保険証の 場合はキャッシュカードや診察券等、もう一 点必要 手数料 1通300円 委任状(代理の方が申請する場合)

発行場所
税務課窓口、戸籍住民課窓口 区民サービスコーナー マルチコピー機設置のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクス) ※発行には個人番号カードが必要です。 ※軽自動車税納税証明書は発行不可。

- (注) ●税金を納付した後、3週間以内に納税証明書を申請される場合は、納付金額を確認できる領収書等を税務課窓口までお持ちください。  
 ●家族の方でも、代理で申請される場合は委任状(自署・押印)が必要です。  
 ●本人による郵送申請もできます。申請方法については、区ホームページをご覧ください。税務課税務係にお問い合わせください。

●税務課税務係 ☎(5803)1152

## ～納付は納期限内にお願いします～

29年1月31日は特別区民税・都民税普通徴収第4期の納期限です

経済的な事情等で税の納付が困難な方は、税務課納税係で納付相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

**特別区税・都民税の納付相談および納付窓口を平日夜間および土・日曜に開設します**

下記の日程で夜間・休日窓口を開設します。お仕事などで、区役所の開庁時間(平日8時30分～17時15分)においてにできない方で、納付相談のある方や、納付される方はご利用ください。

**夜間窓口** 午後8時まで開設  
29年1月18日(水)～20日(金)

**休日窓口** 午前9時～午後4時  
29年1月21日(土)・22日(日)

**場所** 税務課(シビックセンター10階)  
※業務用エレベータをご利用ください。ご不明な場合は、1階案内でお尋ねください。

## 住民税を一時に納付できない方のための猶予制度があります

### (納税の猶予)

以下の理由により、住民税を一時に納付することができないときは…

文京区税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
  - ②納税者またはその生計を一にする親族などが病気にかかり、または負傷したこと
  - ③事業を廃止し、または休止したこと
  - ④事業について著しい損失を受けたこと
  - ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと
- ※⑤の場合は、納付すべきとなった納期限までに申請する必要があります。

### (換価の猶予)

住民税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは…

その住民税の納期限から3か月以内に、文京区税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請による換価猶予は、28年4月1日以降に納期限が到来する住民税に適用されます。

### (猶予が認められると…)

- ・猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ・徴収の猶予の場合は財産の差押が、換価の猶予の場合は差押えた債権の取立や財産の公売が猶予されます。

## ◎. 納付忘れがあったらどうすればいい? 税金を納めないとなどうなるの?

Ⓐ. 税は納期限内納税が原則です。督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金も納付していただく必要があります。

また、督促状や催告書をお送りしても納税や相談がない方には、地方税法で財産を差押するよう規定されています。

## ◎. 差押財産とはどんなものがあるの?

Ⓐ. 給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金などすべての財産です。

勤務先への給与調査を行ったり、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思にかかわらず強制的に捜索する場合があります。(国税徴収法第141条から147条) 文京区では27年度に捜索および自動車等のタイヤロックを19件実施しています。

やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納付することが困難な方は、税務課納税係にご相談ください。

税務課納税係 ☎(5803)1156